

関係団体 各位

国土交通省航空局安全部運航安全課長

空中散布における無人航空機の安全対策について（注意喚起）

無人航空機の利活用の進展に伴い事故やトラブル等の件数が増加しております。航空局に報告のあった事案だけでも、平成28年度55件、平成29年度63件、平成30年度79件、令和元年度は6月末までに15件が発生しております。

特に、最近では、農薬散布中の無人航空機が架線等に接触し墜落する事案が頻繁に発生しています。本事案による人的被害は出ておりませんが、農薬の空中散布として使用する無人航空機により近隣家屋の壁面や送電線や電話線等の架線を損傷させております。また、一歩間違えれば人的被害に至る可能性も想定されるところです。

このため、同種事案を未然に防止するよう、傘下会員・関係者等に対し、無人航空機を飛行させる際は航空法及び関連法令等（航空局HP「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」を参照。）を遵守し、地上の人又は物件等や航空機に影響がないよう、飛行マニュアル等に基づいた安全措置を十分に講じた上で飛行の安全に万全を期すことに加え、下記の措置が確実にとられますよう周知・徹底願います。

記

1. 無人航空機を飛行させる前に、必ず飛行経路周辺の障害物、特に架線などの飛行中に視認しづらいものを注意し、それらが安全飛行に影響がないことを確認すること。
2. 無人航空機の飛行にあたり、飛行経路周辺の監視等の安全に配慮した飛行を行うこと。特に飛行経路の周囲の監視等のため補助者を配置する場合は、事前に補助者との役割分担を明確にした上で、飛行中は操縦者と補助者との相互のコミュニケーションを密にし、それぞれが常に緊張感をもって安全に配慮した飛行を行うこと。

別紙「最近発生した空中散布中の無人航空機の主な事故」

最近発生した空中散布中の無人航空機の主な事故
(航空局に報告のあったもの)

- ・平成 31 年 4 月 16 日、農薬の空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、補助者が操縦者に伝えた機体と家屋までの距離情報が間違えていた（9m と伝えていたが実際は 5m）ため、飛行範囲に隣接する家屋の外壁に接触し損傷させ、用水路に墜落した。（推定原因：操縦者と補助者の連携不足。）
- ・令和元年 7 月 23 日、農薬の空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、架線の存在に気付かず、地元自治会内の有線放送用の電話線に接触し損傷させた。（推定原因：事前の現場確認不足。）
- ・令和元年 7 月 28 日、農薬の空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、架線の存在に気付かず、電力会社の送電線（家屋への引き込み線）に接触し損傷させた。（推定原因：事前の現場確認不足。）
- ・令和元年 7 月 31 日、農薬の空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、架線の下をくぐらせた際に障害物を避けるため上昇したところ送電線に接触し損傷させた。（推定原因：電線の下をくぐらせるなど危険な飛行を行ったこと。）
- ・令和元年 8 月 2 日、農薬の空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、架線の存在に気付かず、電力会社の送電線に接触し被覆部分を損傷させた。（推定原因：事前の現場確認不足。）
- ・令和元年 8 月 8 日、農薬の空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、電話線に接触し当該架線を損傷させた。（推定原因：事前の現場確認不足。）
- ・令和元年 8 月 9 日、農薬の空中散布のため無人航空機を飛行させていたところ、ケーブル TV 用の電線に接触し当該架線を損傷させた。（推定原因：確認中。）